

## 別紙 2 廃棄物の排出海域

排出海域は、小宝島港から南南東へ約 9 km離れた水深約 200m の、北緯 29° 08' 30.0"、東経 129° 20' 30.0" を中心とした半径 200m の円に囲まれた範囲内（以下「当該排出海域」という。）とした（図 2）。

当該排出海域は、わが国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）」第 6 条第 1 項に規定するIV海域に該当する。

当該排出海域の設定については、しゅんせつにより発生する土砂が「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）」第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合する一般水底土砂であるため、省令第 6 号及び同省令別表に規定するIV海域とし、かつ、当該排出海域を含む影響想定海域が、脆弱な生態系、重要な生物種の産卵場等、特殊な生態系、主要な漁場、フェリーの主要航路及び海底ケーブル等に影響を及ぼさない海域とした。

また、当該排出海域の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、当該排出海域周辺における海洋投入処分の許可状況（平成 29 年 8 月末日時点）をとりまとめた（表 3-1～表 3-2、図 3）。

確認の結果、過去に当該排出海域において実施された海洋投入処分はない。また、当該排出海域に最も近い許可（許可番号 8-002（鹿児島県十島村東之浜港））を含む他の許可においても影響想定海域が重複しているものはない。よって、本申請に係る海洋投入処分と他の許可の海洋投入処分との累積的、複合的な影響はない。

表 3-1 当該排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された事業

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m <sup>3</sup> )	排出海域
6-002	住友化学株式会社	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	2,000,000	[1][2]と北緯 30° 33' 00"東経 133° 50' 00"を結ぶ線の延長と[2]海域の北側境界線の交点 [2]北緯 30° 27' 18"東経 133° 54' 18" [3]30° 19' 00"東経 133° 50' 00" [4]30° 07' 00"東経 133° 30' 00" [5][4]と北緯 30° 15' 00"東経 133° 18' 00"を結ぶ線の延長とII海域の北側境界線の交点 以上 5 点の内側
7-008	小正醸造株式会社 他 5 社	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	10,600	北緯 30° 20'、東経 128° 31' を中心とする半径 5 マイル（約 9.3km）以内の海域
7-009	小正醸造株式会社 他 5 社	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	101,400	北緯 30° 45'、東経 132° 10' を中心とする半径 5 マイル（約 9.3km）の海域
7-010	山元醸造株式会社 他 5 社	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	16,000	北緯 30° 58.5'、東経 128° 15.5' を中心とする半径 5 マイル（約 9.3km）の海域

参考：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」（環境省ウェブサイト 2017 年 8 月末日時点）より作成

表 3-2 当該排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された事業

許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m <sup>3</sup> )	排出海域
7-011	山元醸造株式会社 他 5 社	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	16,000	北緯 30° 45'、東経 132° 10' を中心とする半径 5 マイル (約 9.3km) の海域
7-012	薩摩酒造株式会社 他 15 社	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	752	北緯 30° 20'、東経 128° 31' を中心とする半径 5 マイル (約 9.3km) の海域
7-013	薩摩酒造株式会社 他 15 社	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	154,242	北緯 30° 58.5'、東経 128° 15.5' を中心とする半径 5 マイル (約 9.3km) の海域
7-014	薩摩酒造株式会社 他 15 社	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	54,006	北緯 30° 42'、東経 132° 19.5' 及び北緯 30° 45'、東経 132° 10' を中心とする半径 5 マイル (約 9.3km) の海域
7-028	旭ファーム 株式会社	平成 19 年 7 月 20 日から 平成 24 年 7 月 19 日まで	17,700	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした 半径 5 マイル (約 9.3km) の海域
7-029	有限会社 太陽畜産	平成 19 年 8 月 1 日から 平成 24 年 7 月 31 日まで	600	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした 半径 5 マイル (約 9.3km) の海域
7-030	有限会社ホクサツ えびのファーム	平成 19 年 8 月 1 日から 平成 24 年 7 月 31 日まで	150	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした 半径 5 マイル (約 9.3km) の海域
7-032	鹿児島県 鹿児島地域振興局	平成 19 年 8 月 1 日から 平成 24 年 7 月 31 日まで	101,000	北緯 29° 49' 20"、 東経 129° 50' 13" を中心とした半径 200m の海域
7-033	柿内重光	平成 19 年 8 月 13 日から 平成 24 年 8 月 12 日まで	2,000	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした 半径 5 マイル (約 9.3km) の海域
7-034	明石酒造株式会社	平成 19 年 8 月 13 日から 平成 22 年 8 月 12 日まで	600	北緯 31° 08' 00"、 東経 128° 25' 00" を中心とした 半径 5 マイル (約 9.3km) の海域
7-036	神楽酒造株式会社	平成 19 年 9 月 5 日から 平成 24 年 9 月 4 日まで	23,000	北緯 33° 27' 30"、 東経 134° 33' 40" を中心とした半径 250m の海域
8-005	鹿児島県 十島村 (東之浜港)	平成 20 年 3 月 13 日から 平成 23 年 3 月 12 日まで	31,600	北緯 29° 35' 20"、 東経 129° 32' 00" を中心とした半径 200m の海域
9-003	鹿児島県 奄美市 (山間港)	平成 21 年 9 月 1 日から 平成 23 年 8 月 31 日まで	48,100	北緯 28° 15' 00"、 東経 129° 39' 00" を中心とした半径 200m の海域
11-001	鹿児島県 (和泊港)	平成 23 年 9 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	24,000	北緯 27° 19' 15"、 東経 128° 46' 35" を中心とした半径 200m の海域
12-003	宮崎県 (大堂津漁港)	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 25 年 3 月 31 日まで	39,000	北緯 31° 34' 41"、 東経 131° 27' 31" を中心とした半径 300m の海域
15-001	鹿児島県 (田之脇港)	平成 27 年 1 月 16 日から 平成 29 年 1 月 15 日まで	73,000	北緯 30° 40' 35.0"、 東経 131° 06' 36.9" を中心とした半径 200m の海域

参考：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」  
(環境省ウェブサイト 2017 年 8 月末日時点) より作成

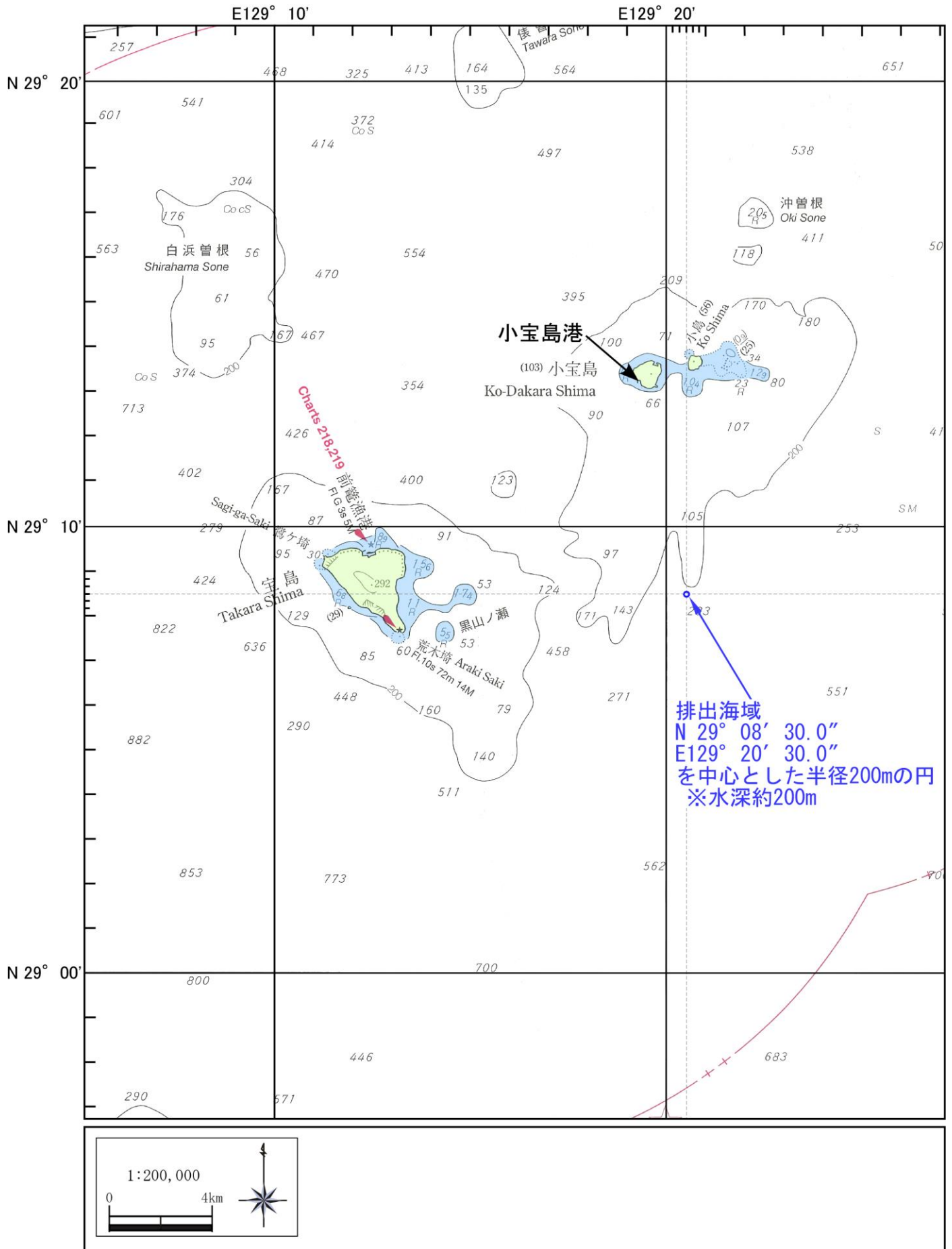


図 2 当該排出海域（※小宝島の位置は次ページ参照）

資料：海図（W231 吐噶喇群島及付近、平成 15 年 8 月刊行）より作成

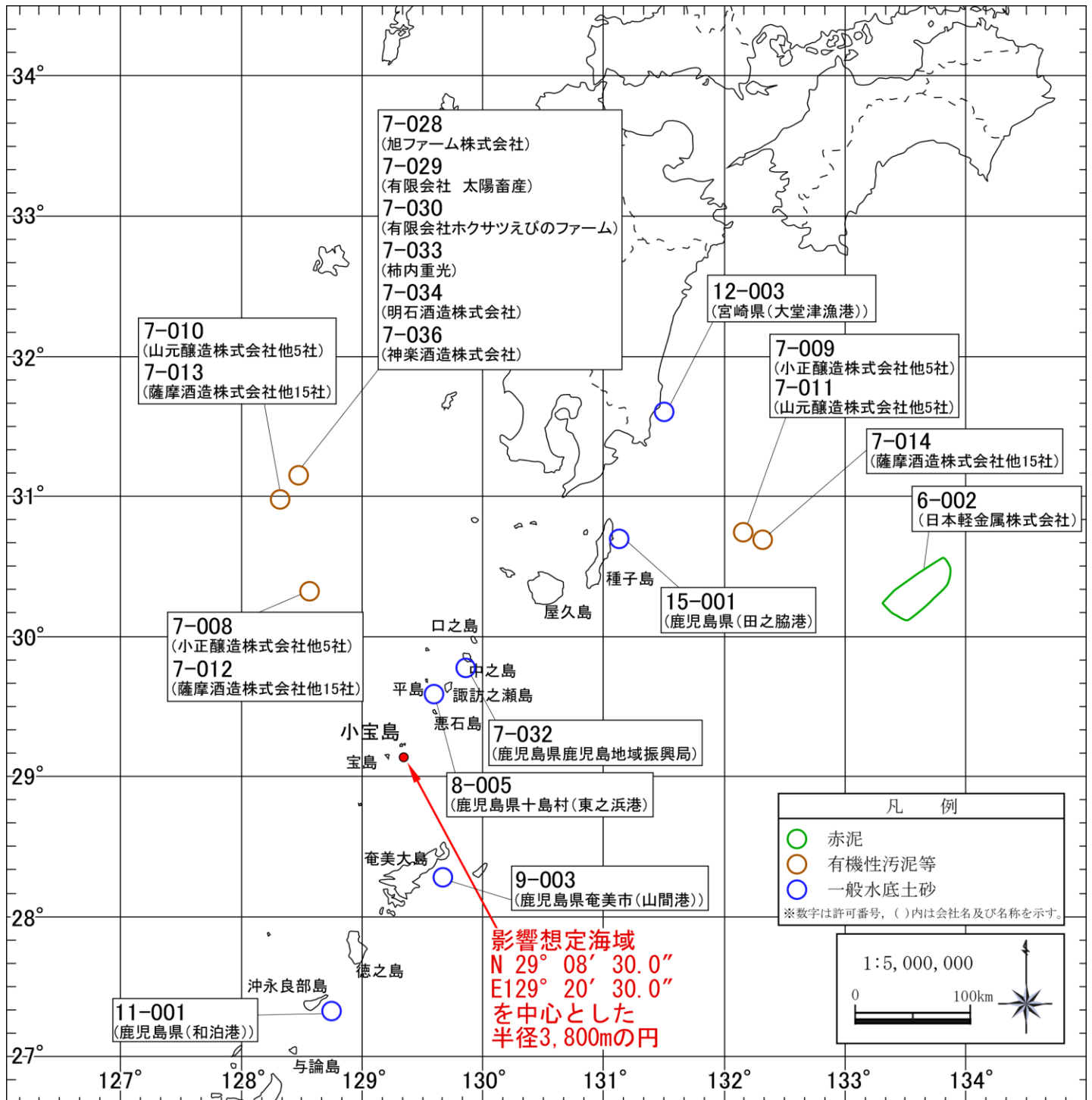


図 3 当該排出海域と近傍の他の排出海域の関係

参考：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」  
(環境省ウェブサイト 2017年8月末時点) より作成